

地域プロジェクトマネージャー

- 地方公共団体が重要プロジェクトを実施する際には、**外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組む**ことが不可欠。そこで、市町村が、関係者間を橋渡ししつつプロジェクトをマネジメントできる「**ブリッジ人材**」について、「**地域プロジェクトマネージャー**」として任用する制度を令和3年度に創設。
- 令和6年度には、104市町村において114名の地域プロジェクトマネージャーが活躍。

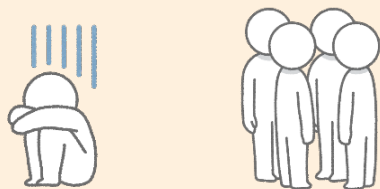
イメージ

★ブリッジ人材が不在だと・・・

- ・コミュニケーション不足から混乱が生じ、関係者がお互いに不信感



- ・せっかく外部専門人材を招へいできて孤立



⇒プロジェクトの実があからない状態に

★地域プロマネ任用により・・・

- ・多様な関係者間を調整、橋渡し



- ・チームとしてプロジェクトを推進



⇒プロジェクトを着実に
成果へつなげる！

制度概要

★人物像

- ・地域の実情の理解、専門的知識・仕事経験を通じた人脈の活用、受入団体及び地域との信頼関係の構築 etc

★地方財政措置

- ・地域プロジェクトマネージャーの報償費等を対象に、680万円/人を上限に特別交付税措置
- ・1市町村あたり2人、1人あたり3年間を上限

★地域要件

- ・3大都市圏内又は3大都市圏外都市地域から、条件不利地域へ住民票を異動（地域おこし協力隊と同様）
- ・ただし、現地在住の地域おこし協力隊経験者や地域活性化起業人経験者を任用する場合には移住は求めない

